

1. 日本人渡航者による観光ビザ免除の対象国拡大について

相手国との協議にもよるが、日本人の観光ビザ免除の対象国を広げていく取り組みを引き続き要請する。特にインド、ケニア、スリランカ、ブータン、ロシア、ブラジルについては昨年からの進捗状況を確認したい。

【回答】

(1) インド

インド政府は、かねてより日本人向けに e-ビザや空港到着時のビザ発給を行っている。観光交流の拡大に向け引き続き意見交換を行っていく。

(2) ケニア

日本人観光客は観光ビザが必要。ビザ免除については、様々なケースや可能性を検討する必要がある、現時点ではビザ免除の協議を行うことは時期尚早である。

(3) スリランカ

2012年1月、スリランカ側は、観光ビザについてETA (Electronic Travel Authorization) オンライン申請 (インターネット上で査証取得が可能となり、申請から発給までの時間も短縮された。)を導入し、査証発給手続きの簡素化がなされた。

また、2019年8月1日～2020年1月31日、2020年2月26日～4月30日の間、観光目的に限り、日本を含む48か国の旅券保持者へのETA査証料が免除されることとなった (ただし、現在、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、スリランカの全ての種類の入国査証の発給が一時的に停止されるとともに、未入国の外国人に発給済の全ての査証の効力も一時的に停止されている状況)。

(4) ブータン

インド、バングラディシュ、モルディブ諸島国籍の旅行者は入国時に、その他の国の旅行者は渡航前に、それぞれ観光ビザの取得が必要であり、日本人渡航者は観光ビザ免除の対象にはなっていない。かかるブータン政府の方針もあり、ビザ免除の協議は行っていない。

(5) ロシア

極東やサンクトペテルブルク市における電子査証の導入等により、ロシアを訪問する日本人数は増加傾向にある。日本国民に対するロシア観光査証の発給条件の緩和は、日露間の人的交流の促進にも資するとの認識の下、引き続き要

請を継続していく。

2. 旅券取得における手続きの利便性向上について

「デジタル・ガバメント実行計画」に明記されている 2022 年開始の旅券申請の電子申請について 2 戸籍証明書の添付も同時期に開始する等、より早期の取り組みが可能か検討されたい。

【回答】

戸籍証明書の電子交付の仕組みやマイナンバーと戸籍の情報連携を活用して、旅券発給申請手続において戸籍謄抄本の添付省略を可能とすることを検討している。その実現には法務省が構築する戸籍情報連携システムの稼働が前提であるため、同システムの運用が開始される 2023 年度以降の導入を目指している。また、旅券発給管理システムと戸籍情報連携システムを連携するためのシステム改修も必要なため、戸籍謄本の添付省略については 2024 年度の導入を検討している。